

岩手県告示第124号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨大船渡市長から次のとおり通知があった。

平成28年2月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 大船渡都市計画事業 大船渡駅周辺地区土地区画整理事業（大船渡市大船渡町字新田、字台、字茶屋前、字野々田、字笹崎及び字永沢の各一部）
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年1月25日から同年3月15日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（3級基準点測量（GNSS方式））